



平成 25 年 12 月 10 日

各 位

会 社 名 川田テクノロジー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 川田 忠裕
(コード番号 3443 東証第 1 部)
問 合 せ 先 経 理 部 長 宮田 謙作
(T E L 03-3915-7632)

東京証券取引所による「公表措置」の実施および「改善報告書」の提出請求について

当社は、株式会社東京証券取引所より、平成 25 年 12 月 10 日に有価証券上場規程第 508 条第 1 項第 1 号に基づき「公表措置」が実施され、同規程第 502 条第 1 項第 1 号に基づき「改善報告書」を提出するよう求められましたので、お知らせします。

当社は、株式会社東京証券取引所からの当該措置に対して、真摯に対応していく所存です。

記

当社は、本日、過年度の決算短信等の訂正を開示しました。

これらにより、当社において、持分法による投資利益の計算過程において重要性のある持分法適用会社の子会社を含めず計算したこと、平成 20 年 3 月期における繰延税金負債の会計処理を誤ったこと等により、平成 21 年 3 月期から平成 26 年 3 月期第 1 四半期まで、虚偽と認められる開示をしていたことが判明しました。

当社では、持分法に関する実務指針や税効果会計に関する実務指針等を十分理解しないまま誤った会計処理を行い、経理部内でのチェックも十分に機能しなかったこと等から、会計処理方法の適正性の確認や検証がなされないまま、不適切な会計処理が継続して適用されていたことが認められました。

以上を踏まえると、本件は、適時開示に係る遵守事項に違反し、かつ、投資家の投資判断に相当な影響を与えるものであり、公表を要するものと認められることから、公表措置が行われることとなりました。

また、本件は、当社の適時開示を適切に行うための体制の不備に起因する不適切な開示であり、当社の適時開示体制について改善の必要性が高いと認められることから、その経緯および改善措置を記載した報告書の提出を求められることとなりました。

以上